

意見書・再意見書


2024年3月13日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

| | | | |
|---------|---|-------|---|
| 開発事業の名称 | (仮称) 吹田市桃山台5丁目 計画 | | |
| 事業区域の位置 | 桃山台五丁目651番1、651番2 吹田市 春日三丁目93番8、93番123、93番124、93番125、93番126 93番127、93番128、1237番 | | |
| 予定建築物 | <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 意見の内容 | <p>1. 事業計画は北の土側里道を利用しておりますが、今回の事業で 里道の利用に関して懸念があります。従来通り、里道の利用 を出来る様によりたいです。</p> <p>2. 土側里道に関して将来的に、利用に支障が出る可能性は あるのかどうかお聞かせください。</p> | | |
| ※受付年月日 | R6年2月14日 | ※受付番号 | 第05-L-11号 |
| ※備考 | | | <p>※受付印</p>  |

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

令和6年4月2日

吹田市長 様

事業主 株式会社梅新京橋不動産
お問合せ先 株式会社CAST-UD

見 解 書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、『(仮称)吹田市桃山台5丁目計画』に頂戴致しました意見書(No.1)に対して、下記の通りご回答させていただきますので、ご高覧賜りますようお願い致します。

謹白

記

1. 事業計画地の北側里道を利用しておりますが、今回の事業で里道の利用に関して懸念しております。従来通り里道の利用を出来る様をお願いします。
2. 北側里道に関して将来的に利用に支障が出る可能性はあるかどうかお聞きしたいです。

回答) 既存の里道につきましては、本計画の区域外となりますので、既存里道は現状のまま利用できます。また、本計画において既存里道の利用に支障が出るような計画は考えておりませんので、安心いただきますようお願い致します。

以上

様式第8号

意見書・再意見書

2024年3月18日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

| | | | | |
|---------------|---|-------|-------------|--|
| 開 発 事 業 の 名 称 | (仮称) 吹田市挑山台5丁目 計画 | | | |
| 事 業 区 域 の 位 置 | 挑山台五丁目651番1、651番2 吹田市 春日三丁目93番8、93番123、93番124、93番125、93番126 93番127、93番128、1237番 | | | |
| 予 定 建 築 物 | <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅・ <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 () | | | |
| 意 見 の 内 容 | 別紙参照 | | | |
| ※受付年月日 | 26年2月14日 | ※受付番号 | 第 05-L-11 号 | ※受付印 受付 開発審査 6.3.18 第05-L-11 |
| ※備 考 | | | | |

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

記

(仮称)吹田市桃山台5丁目 計画につきまして投函されておりました「近隣の皆様へ」と題する書面につきまして懸念事項並びに改善要望事項について下記の通り意見を提出いたします。

(資料から事業地と事業地を囲む四方道路との高低差が不明であるので説明を求める)

懸念事項

- 1 事業計画地の北側道路(里道)を利用(車両通行)しております。
事業計画に関わらず従来通り道路(里道)を利用できるようお願いしたい。
- 2、事業計画地北側道路と南側道路及び計画図西側車路の高低差について不明である事。
又、北側道路が計画地より低くなる場合に排水(雨水)について懸念している。
- 3、事業地東側道路との高低差について不明である事。排水について懸念している。
- 4、新御堂側道から事業地へ工事車両等の入出庫等で渋滞が推測されること。
- 5、工事車両等が通学路を通行する事で事故等を懸念している。

改善要望事項

- 1、事業計画区と道路(里道)との高低差をつけず道路(里道)に関しては従来通り利用できるようにする事。
- 2、高低差をつけない事。排水について整備する事。
- 3、高低差をつけない事。排水について整備する事。
- 4、工事車両の入出庫に関して時間と速度を決め厳守する事を徹底する事。
- 5、通学帰宅時間を避ける事。

令和6年4月2日

吹田市長 様

事業主 株式会社梅新京橋不動産
お問合せ先 株式会社CAST-UD

見 解 書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、『(仮称)吹田市桃山台5丁目計画』に頂戴致しました意見書(No.2)に対して、下記の通りご回答させていただきますので、ご高覧賜りますようお願い致します。

謹白

記

懸念事項

1. 事業計画の北側道路(里道)を利用(車両通行)しております。
事業計画に関わらず従来通り道路(里道)を利用できるようにお願いしたい。

改善要望事項

1. 事業計画区と道路(里道)との高低差をつけず道路(里道)に関しては従来通り利用できるよ
うにする事。

回答) 既存の里道につきましては、本計画の区域外となりますので、既存里道は現状のまま利用でき
ます。また、里道の高さも現状のままとなりますこと、併せてご報告致します。

懸念事項

2. 事業計画地北側道路と南側道路及び計画図西側車路の高低差について不明である事。
又、北側道路が計画地より低くなる場合に排水(雨水)について懸念している。
3. 事業地東側道路との高低差について不明である事。排水について懸念している。

改善要望事項

改善要望事項

2. 高低差をつけない事。排水について整備する事。
3. 高低差をつけない事。排水について整備する事。

回答) 本計画地及び周辺里道、道路との高低差がわかる図面を添付致しますので、ご高覧下さいませ
ようお願い致します。また、排水計画については、ご懸念されております事項も含めて行政と
協議を行い、その指導に基づき計画して参りますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

懸念事項

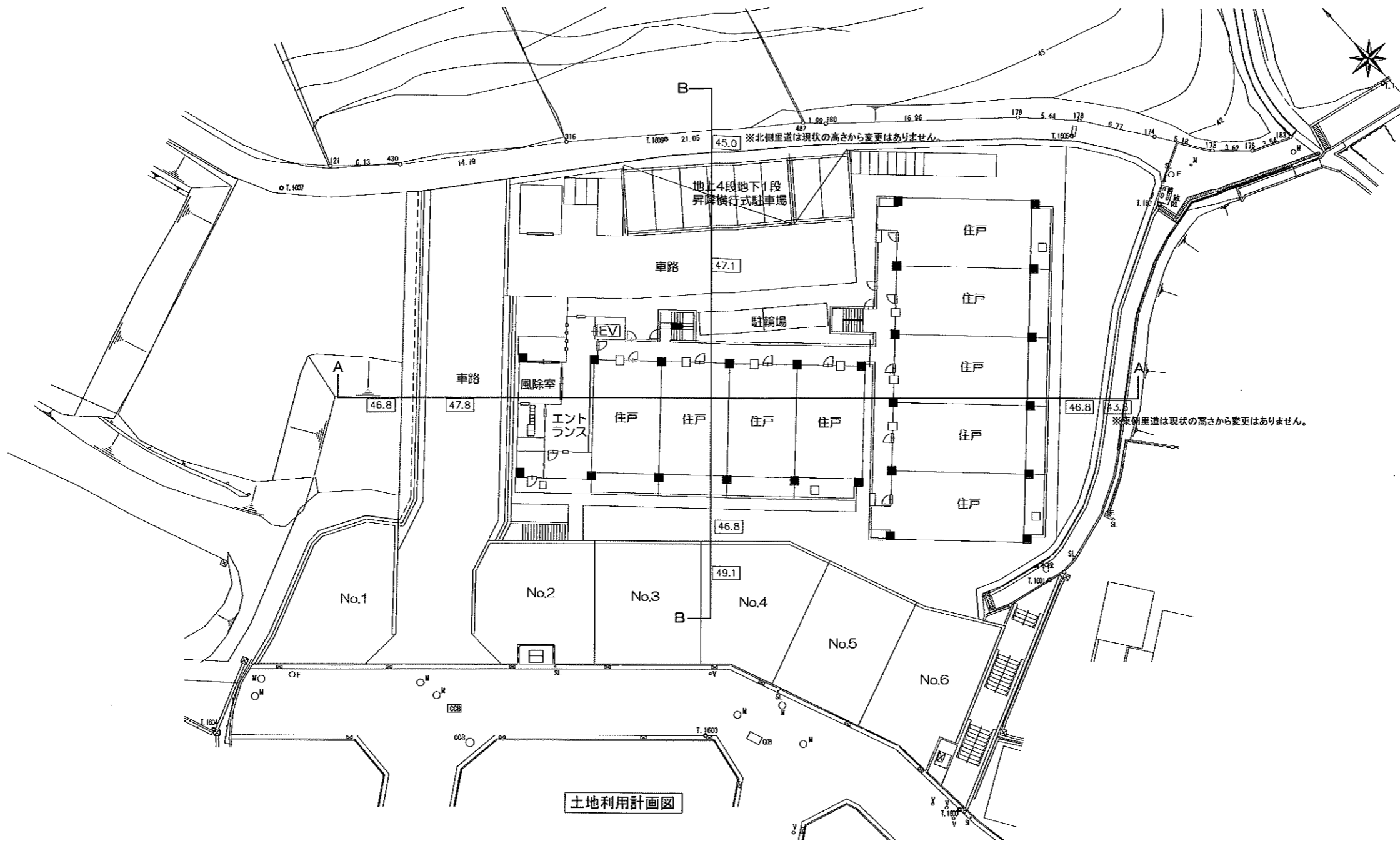
4. 新御堂側道から事業地へ工事車両等の入出庫等で渋滞が推測されること。
5. 工事車両等が通学路を通行する事で事故等を懸念している。

改善要望事項

4. 工事車両の入出庫に関して時間と速度を決め厳守する事を徹底する事。
5. 通学帰宅時間を避ける事。

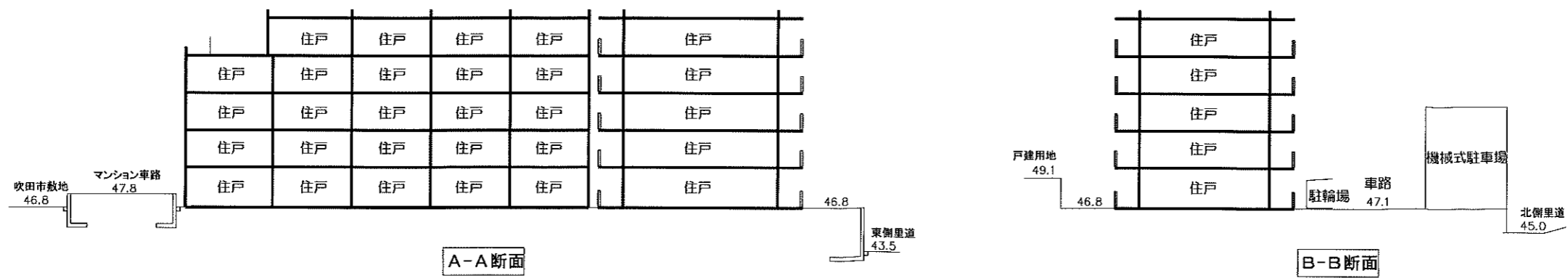
回答) 本計画工事につきましては、施工者が決定次第、改めてご案内させていただきますが、工事車
両の運行については、通勤・通学等の一般歩行者を優先して安全に配慮して運行させていただ
きますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

以上



土地利用計画図

46.8 地盤高さ



A-A断面

B-B断面

※当計画は諸官庁との協議等により、変更が生じる場合があります。

S=1:400
(仮称) 吹田市桃山台5丁目 計画

地盤高さ参考図

様式第8号

意見書・再意見書

2024年3月24日

吹田市長宛

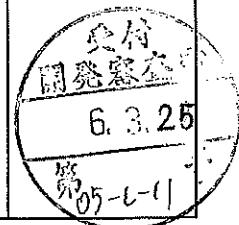
住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条第1項第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書と見解書に対する再意見書を提出します。

| | | | |
|---------|--|-------|---|
| 開発事業の名称 | (仮称)吹田市桃山台5丁目計画 | | |
| 事業区域の位置 | 吹田市 桃山台5丁目651番1-2、春日3丁目93番ほか | | |
| 予定建築物 | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 意見の内容 | <p>本計画で共同住宅の建設が予定されている区域は、かつては村持ちの溜池であり、周囲からの雨水、伏流水を農業用水として利用する貯水池として使用されていました。空池となったあともながらく大雨の後など周囲から水が流れ込む場所となっていたと思われます。もし、共同住宅の建設によって、傾斜地である周囲からのこうした水の流れがせき止められてしまうようなことがあれば、北西部の隣地で現在植栽がなされている吹田市の管理地(?)がもっとも低い場所になり、そこからの排水路が確保されていなければ、雨量が多いときにはそこが水没する可能性があるのでは危惧します。傾斜地の上部から流入する自然水の排水に対する対策がとられているかどうか、とられているとすれば、それはどのようなものであるか、具体的な説明をお願いします。</p> | | |
| ※受付年月日 | R6年2月14日 | ※受付番号 | 第05-6-11号 |
| ※備考 | | ※受付印 |  |

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するインターネットにより公表します。

令和6年4月2日

吹田市長 様

建 築 主 株式会社梅新京橋不動産
お問合せ先 株式会社CAST-UD

見 解 書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、『(仮称)吹田市桃山台5丁目計画』に頂戴致しました意見書(No.3)に対して、下記の通りご回答させていただきますので、ご高覧賜りますようお願い致します。

謹白

記

1. 本計画で共同住宅の建設が予定されている区域は、かつては村持ちの溜池であり、周囲からの雨水、伏流水を農業用水として利用する貯水池として使用されていました。空池となったあと、もなごらく大雨の後など周囲から水が流れ込む場所となっていたと思われまふ。もし、共同住宅の建設によって、傾斜地である周囲からのこうした水の流れがせき止められてしまうようなことがあれば、北西部の隣地で現在植栽がなされている吹田市の管理地(?)がもっと低い場所になり、そこからの排水路が確保されていれば、雨量が多いときにはそこが水没する可能性があるのでは危惧します。傾斜地の上部から流入する自然水の排水に対する対策がとられているかどうか、とられているとすれば、それはどのようなものであるか、具体的な説明をお願いします。

回答) 本計画の排水計画について、ご懸念されております事項も含めて行政と協議を行い、その指導に基づき計画して参りますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

以上

様式第8号

意見書・再意見書

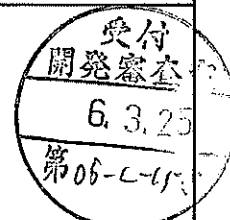
R6年3月25日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書 とおり 見解書に対する再意見書 を提出します。

| | | | |
|---------|--|-------|-------------|
| 開発事業の名称 | (仮称) 吹田市桃山台5丁目 計画 | | |
| 事業区域の位置 | 桃山台五丁目651番1、651番2 吹田市 春日三丁目93番8、93番123、93番124、93番125、93番126 93番127、93番128、1237番 | | |
| 予定建築物 | <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 意見の内容 | <p>里道 里道基準に高さ圍縁がわかる図面を見せ下さい。 ○戸建とマンションが同じ地面の高さになるの しょうか? ○里道と公園は なる事はないでしょうか?</p> | | |
| ※受付年月日 | R6年2月14日 | ※受付番号 | 第 05-L-11 号 |
| ※備考 | | | ※受付印 |



- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

令和6年4月2日

吹田市長 様

事業主 株式会社梅新京橋不動産
お問合せ先 株式会社CAST-UD

見 解 書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、『(仮称)吹田市桃山台5丁目計画』に頂戴致しました意見書(No.4)に対して、下記の通りご回答させていただきますので、ご高覧賜りますようお願い致します。

謹白

記

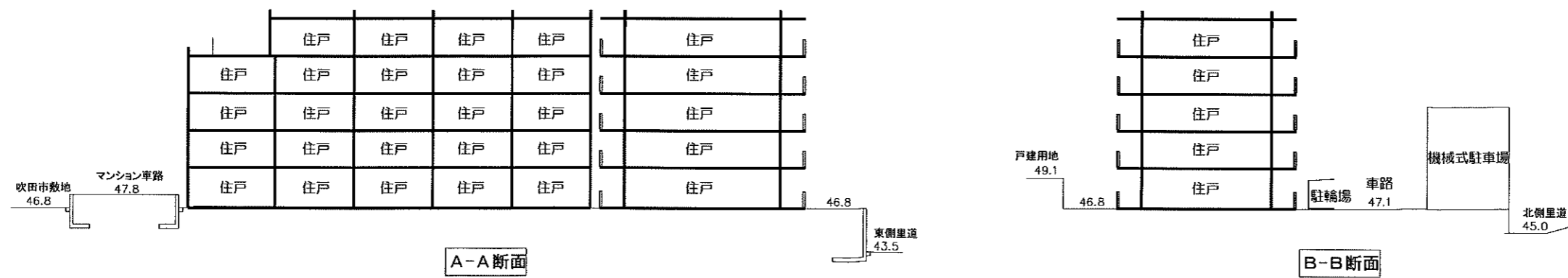
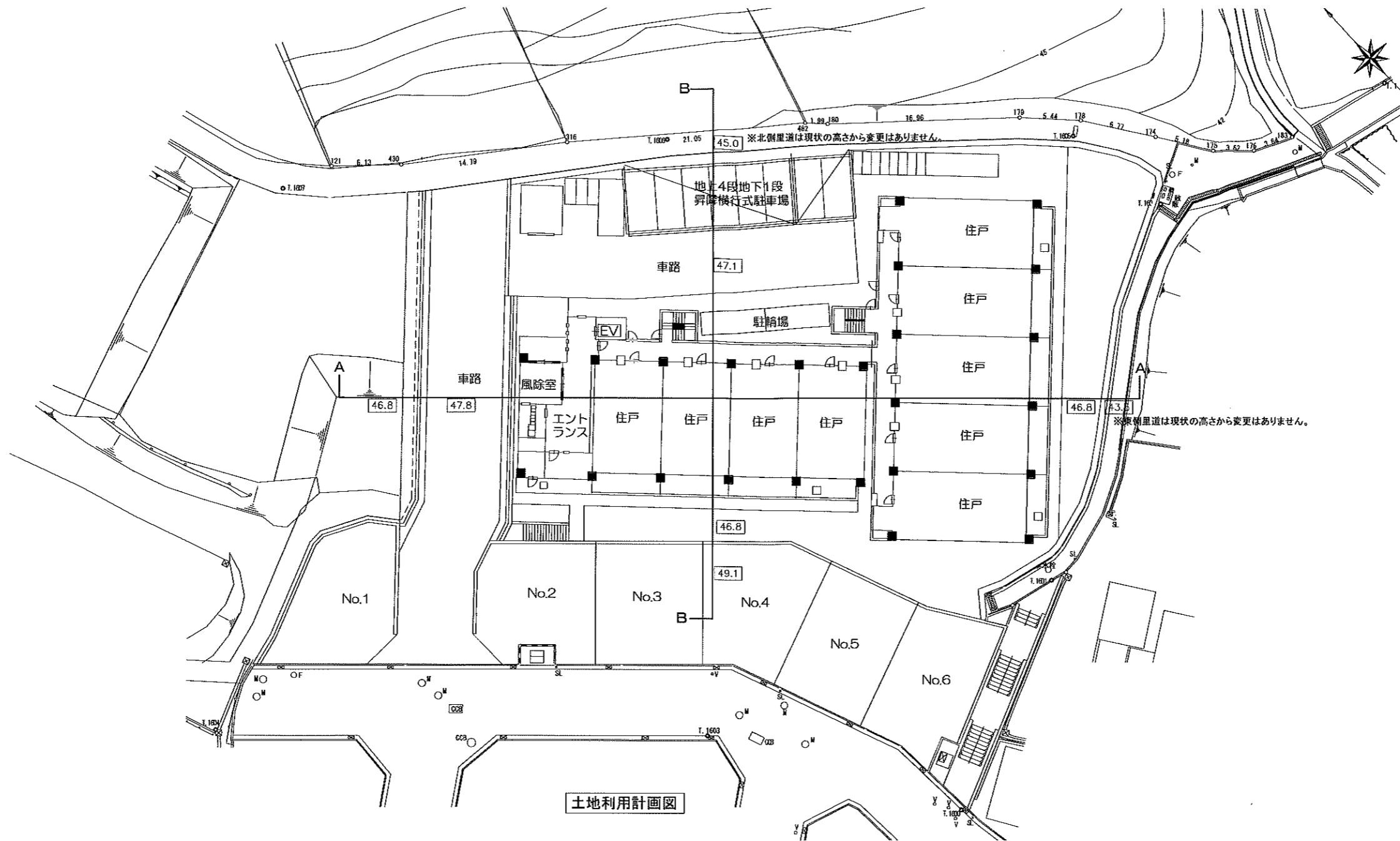
1. 里道基準に高さ関係がわかる図面を見せてください。
2. 一戸建とマンションが同じ地面の高さになるのでしょうか？

回答) 本計画地及び周辺里道との高低差がわかる図面を添付致しますので、ご高覧下さいますようお願い致します。

3. 里道と公園はなくなる事はないでしょうか？

回答) 既存の里道及び公園は、本計画の区域外となりますので現状のまま利用できます。

以上



※当計画は諸官庁との協議等により、
変更が生じる場合があります。

S=1:400
(仮称) 吹田市桃山台5丁目 計画

地盤高さ参考図